

改 正 後	改 正 前																											
<p>個⑥026-1 住宅耐震改修特別控除額の計算明細書（平成23年6月30日以後契約用）</p> <p style="text-align: center;">住宅耐震改修特別控除額の計算明細書 （平成23年6月30日以後契約用）</p> <p>（平成 年分） 氏 名</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">提出用</div> <p>この明細書は、平成23年6月30日以後に耐震改修に係る契約を締結して住宅耐震改修特別控除を受ける場合に、住宅耐震改修特別控除額を計算するために使用します。 詳しくは、下の「住宅耐震改修特別控除を受けられる方へ」を読んでください。 なお、平成23年6月29日以前に耐震改修に係る契約を締結してこの控除を受ける場合には「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書（平成23年6月29日以前契約用）」を使用してください。</p> <p>○ 住宅耐震改修特別控除額の計算</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">住宅耐震改修に要した費用の額</td> <td style="width: 5%;">①</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 5%;">円</td> <td rowspan="3">← 「住宅耐震改修証明書」の「(2)(イ)住宅耐震改修に要した費用の額」欄の金額を転記してください。</td> </tr> <tr> <td>①に関し交付を受ける補助金等の合計額</td> <td>②</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(① - ②)</td> <td>③</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額</td> <td>④</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">← 「住宅耐震改修証明書」の「(二)当該住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。 申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定長期優良住宅新築等特別税額控除の「住宅耐震改修特別控除」の文字を○で囲み、「区分」欄に「1」を書き、控除額を転記してください。 住宅特定改修特別税額控除額又は認定長期優良住宅新築等特別税額控除額がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。</td> </tr> <tr> <td>③と④のいずれか少ない方の金額</td> <td>⑤</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>住宅耐震改修特別控除額 (⑤ × 10%) ※最高20万円</td> <td>⑥</td> <td></td> <td>(100円未満の端数切捨て)</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">住宅耐震改修特別控除を受けられる方へ</p> <p>1 住宅耐震改修特別控除の概要 居住者が、平成18年4月1日から平成25年12月31日までの間に、その者の居住の用に供する家屋（昭和56年5月31日以前に建築されたものに限ります。）の住宅耐震改修をした場合には、その者のその年分の所得税の額から、一定の算式により計算した住宅耐震改修特別控除額を控除することができます。</p> <p>2 住宅耐震改修特別控除額 次の算式により計算します。</p> $\left[\begin{array}{l} \text{次の④と⑤のいずれか少ない方の金額} \\ \text{④住宅耐震改修に要した費用の額（注）} \\ \text{⑤住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額} \end{array} \right] \times 10\% = \begin{array}{l} \text{住宅耐震改修} \\ \text{特別控除額} \end{array} \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ <p>（注） 補助金等（国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいいます。）の交付を受ける場合には、その補助金等の額を控除した金額となります。</p> <p>3 住宅耐震改修特別控除を受けるための手続と必要な書類 住宅耐震改修特別控除を受ける方は、上の「○ 住宅耐震改修特別控除額の計算」欄で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定長期優良住宅新築等特別税額控除に控除額を転記等するとともに、次の書類を確定申告書に添付して税務署に提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① この「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書」 ② 地方公共団体の長、建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関の発行する「住宅耐震改修証明書」「住宅耐震改修証明書」の内容に関する詳しいことは、国土交通省ホームページ（www.mit.go.jp）をご覧ください。 ③ 住宅耐震改修に係る請負契約書の写し ④ 補助金等の額を証する書類 ⑤ 住宅耐震改修をした家屋の登記事項証明書 ⑥ 住民票の写し 	住宅耐震改修に要した費用の額	①		円	← 「住宅耐震改修証明書」の「(2)(イ)住宅耐震改修に要した費用の額」欄の金額を転記してください。	①に関し交付を受ける補助金等の合計額	②			(① - ②)	③			住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額	④			← 「住宅耐震改修証明書」の「(二)当該住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。 申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定長期優良住宅新築等特別税額控除の「住宅耐震改修特別控除」の文字を○で囲み、「区分」欄に「1」を書き、控除額を転記してください。 住宅特定改修特別税額控除額又は認定長期優良住宅新築等特別税額控除額がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。	③と④のいずれか少ない方の金額	⑤			住宅耐震改修特別控除額 (⑤ × 10%) ※最高20万円	⑥		(100円未満の端数切捨て)		<p>個⑥026-1 住宅耐震改修特別控除額の計算明細書（平成23年6月30日以後契約用）</p> <p>（新 設）</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 0; top: 50%; transform: translateY(-50%);">○ この明細書は、申告書と一緒に提出してください。</p>
住宅耐震改修に要した費用の額	①		円	← 「住宅耐震改修証明書」の「(2)(イ)住宅耐震改修に要した費用の額」欄の金額を転記してください。																								
①に関し交付を受ける補助金等の合計額	②																											
(① - ②)	③																											
住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額	④			← 「住宅耐震改修証明書」の「(二)当該住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。 申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定長期優良住宅新築等特別税額控除の「住宅耐震改修特別控除」の文字を○で囲み、「区分」欄に「1」を書き、控除額を転記してください。 住宅特定改修特別税額控除額又は認定長期優良住宅新築等特別税額控除額がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。																								
③と④のいずれか少ない方の金額	⑤																											
住宅耐震改修特別控除額 (⑤ × 10%) ※最高20万円	⑥		(100円未満の端数切捨て)																									